

地方税の取扱いについて

地方税の取扱いについて、次のとおり提案する。

平成 1 7 年 1 月 2 6 日提出

長岡市・与板町合併協議会
会長 森 民 夫

地方税の取扱い

長岡市の制度に統一する。

ただし、固定資産税、都市計画税の納期及び都市計画税の税率については次のとおりとする。

1 固定資産税、都市計画税の納期

合併年度は現行どおりとし、その翌年度から長岡市の制度に統一する。

2 都市計画税の税率

合併年度及びそれに続く 2 か年度に限り、市町村の合併の特例に関する法律第 1 0 条第 1 項の規定により、不均一の課税をする。

なお、この場合、合併年度及びそれに続く年度は現行どおりとし、その翌年度は調整した税率とする。

議案第12号参考資料

長岡市の制度に統一するが、一部調整を行なう税目

<参考>

税 目		長岡市	与板町	調整方針案	備 考	中之島町	越路町	三島町	山古志村	小国町
(1) 固定資産税	税 率	1.4%		-		1.4%				
	納 期			長岡市(中之島町、山古志村)の制度に統一する。	地方税法では、原則として4月、7月、12月および2月中において市町村の条例で定めることとしている。 <長岡地域の協議結果>中之島町、山古志村の制度に統一する。					
	第1期	4月16日～30日	4月16日～30日			4月16日～30日	4月16日～30日	4月16日～30日	5月21日～6月5日	
	第2期	7月16日～31日	7月16日～31日			7月16日～31日	7月16日～31日	7月16日～31日	7月21日～8月5日	
	第3期	9月16日～30日	9月16日～30日			9月16日～30日	9月16日～30日	12月16日～25日	月21日～12月5日	
第4期	12月16日～28日	12月16日～25日	12月16日～25日			12月16日～25日	2月16日～末日	1月21日～2月5日		
	(都市計画税も同じ)									
(2) 都市計画税	税 率	0.2%	0.14%	長岡市の制度に統一する。ただし、不均一課税を実施する。	平成17年度 0.14% 平成18年度 0.14% 平成19年度 0.17% 平成20年度 0.2% <長岡地域の協議結果>長岡市の制度に統一する。ただし、不均一課税を実施する。(中之島町)	(都市計画区域が設定されていない。)	0.2%	0.2%	(都市計画区域が設定されていない。)	(都市計画区域が設定されていない。)

長岡市の制度に統一するもの(調整不要)

<参考>

税 目		長岡市	与板町	調整方針案	備 考	中之島町	越路町	三島町	山古志村	小国町
(1) 個人市町村民税	均等割	3,000円		-		3,000円				
	所得割	所得金額に応じ、3%～10%		-		所得金額に応じ、3%～10%				

税 目		長岡市	与板町	調整方針案	備 考	中之島町	越路町	三島町	山古志村	小国町
	納 期 第1期 第2期 第3期 第4期	6月16日～30日 8月16日～31日 10月16日～31日 1月16日～31日		-		6月16日～30日 8月16日～31日 10月16日～31日 1月16日～31日	同左	同左	同左	6月21日～7月5日 10月21日～11月5日 12月21日～1月5日 2月21日～3月5日
(2) 法人市町村民税	均等割	資本金、従業者数に応じ、9段階の標準税率 5万円～300万円		-		資本金、従業者数に応じ、9段階の標準税率 5万円～300万円				
	法人税割	14.7%		-		12.3%	14.7%	14.7%	12.3%	12.3%
(3) 市町村たばこ税	税 率	1,000本単位の税率		-		1,000本単位の税率				
(4) 軽自動車税	税 率	軽自動車の種類毎の税率		-		軽自動車の種類毎の税率				
	納 期	5月16日～31日		-		5月16日～31日	同左	同左	同左	5月21日～6月5日
(5) 入湯税	税 率	入浴客1人1日 ...150円		-			入浴客1人1日 ...150円			
(6) 鉱産税	税 率	標準税率		-		標準税率				
(7) 特別土地保有税	税 率	保有分 1.4% 取得分 3.0%		-	平成15年度から当分の間、課税停止。	保有分 1.4% 取得分 3.0%				